

税務相談室

特別償却と税額控除

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：小生は青色申告書を提出する個人開業医です。減価償却についてお尋ねいたします。税の説明書の中に、普通償却、割増償却、そして、特別償却という用語が出てきますが、その内容をお知らせ下さい。

お答え：まず“減価償却”の意義ですが、その資産の使用可能期間に応じて取得価額を各年の必要経費に配分する方法を減価償却といっています。

所得税法では、業務の用に供している固定資産のうち、時の経過や使用により、その価値が減少するもの（減価償却資産といえます）で、使用可能期間が1年以上、かつ、取得価額が原則として30万円以上のものについては、その資産の取得価額を、一定の方法（定額法とか定率法）でその資産の使用期間の費用として配分することとされています。

なお、普通償却とは、法定耐用年数によって計算した通常の償却をいいます。

また、割増償却とは、租税特別措置法の規定により、一定の要件に該当する場合に限り認められるもので、普通償却費を基礎に計算した別枠の償却のことをいいます。

そして、特別償却とは、租税特別措置法の定めにより、普通償却費のほかに、その資産の取得価額の何割かに相当する金額を別枠で償却することができる方法をいいます。

以下に、少し難しい表現になりますが、特別償

却と税額控除についてご説明いたします。

医療用機器の特別償却

青色申告書を提出する医療保健業を営むものが、平成17年3月31日までの間に、下に掲げる減価償却資産で、その製造後、事業の用に供されたことのない医療用機器を取得し、または製作し、これをその個人の営む医療保健業の用に供した場合は、その用に供した日の属する年におけるその個人の事業所得の計算上、その医療機器についての普通償却の額に、その取得価額に下記の割合を乗じた金額をプラスした額を初年度の減価償却費として必要経費に算入することができます（措法12条の2）。

- (1) 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品 100分の14
- (2) 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品 100分の20
- (3) 医療の安全確保に資す機械及び装置並びに器具及び備品 100分の20

これら、特別償却の対象となる“医療用機器”は、一台または一基の取得価額が500万円以上のものです（措令6条の6）。

IT投資促進税制（特別償却・税額控除）

青色申告書を提出する個人または中小法人が、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間（指定期間）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で、取得価額が、140万円（ソフトウェアにあっては70万円）以上のもの（特定情報通信機器等）を取得し、これらを国内にある、その個人や法人の営む業に供した場合には、

- (1) その特定情報通信機器等の取得価額の50%相当額の特別償却
- (2) その特定情報通信機器等の取得価額の10%相当額の特別税額控除

のいずれかを選択適用することができます。

対象とされる情報通信機器とは、電子計算器、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーターまたはスイッチ、デジタル回線接続装置およびソフトウェアのうち一定の要件を満たすものとされています（措規5条11）。